

# STARR

INSURANCE COMPANIES

2021年6月

役員の皆様の個人資産や会社をお守りします。

# Starr Management Liability

「スター・マネジメント・ライアビリティ」のご案内

(会社役員賠償責任保険普通保険約款 マネジメント・ライアビリティ特約条項)



A.M.Best 財務力格付け



スターインデムニティアンドライアビリティカンパニーはA.M.Best社による財務力格付け(FSR)「A」、財務規模カテゴリーXIV、及び発行者信用格付け(ICR)「a」と評価されています。(2019年末現在)

## それはある日、突然、 役員の方に起こります。

経営上の判断ミスによる責任や管理責任を問われ、  
役員個人が高額な損害賠償を負担する可能性も！

### Point-1

#### 株主代表訴訟は 大企業だけの話ではない!?

事業規模の大小に関わらず、また上場、未上場を問わず、  
株主代表訴訟リスクは存在します。  
実際、株主代表訴訟の約7割は未上場の企業が占めていると  
言われています。

株主代表訴訟における  
未上場企業の割合

70%  
OVER

### Point-2

#### 役員個人の資産を 守るとは？

役員個人への賠償リスクは、  
退任しても時効が過ぎるまでの10年間は残ります。  
また、役員の前継人にも役員在任中の責任が引き継がれるため、  
賠償額によっては大切なご家族の資産を失う可能性もあります。

役員個人への賠償リスクは  
退任後も継続

10  
YEAR

## Point-3

**役員個人に  
10億円以上の賠償も**

不正な取引をしていた子会社に  
十分な調査をせず多額の融資をして損害が生じたとして、  
水産物卸売業の元社長ら旧経営陣3人に  
約19億円の損害賠償を求めた。 (2014年1月30日 最高裁)

役員の皆様  
の  
個人資産や会社をお守りします。



# 万一の経営判断のミスが

## ステークホルダー（利害関係者）に損害を与えてしまい、役員個人が訴えられるかもしれません。

経営環境が複雑化する現在、役員は難しい経営判断を迫られる局面がこれまで以上に増えています。

ときには、その果敢な決断が思わぬ損害を生じる可能性もあり、役員が訴えられるリスクが常に存在します。

## 役員がステークホルダー（利害関係者）から訴えられる例



取引先

従業員による不祥事件の結果、多額の損害が発生し、管理義務違反を問われた場合



株主

積極的な事業展開が裏目に出て、会社に多額の損失が発生し、経営判断ミスを問われた場合



従業員

会社との雇用関係に関する各種ハラスメント、不当な解雇、名誉棄損、誹謗・中傷、不当な社員評価 など



他の役員

身内の役員同士の対立を契機に、他方の役員の経営判断ミスを訴えた場合

第三者訴訟

株主代表訴訟

訴訟

株主代表訴訟

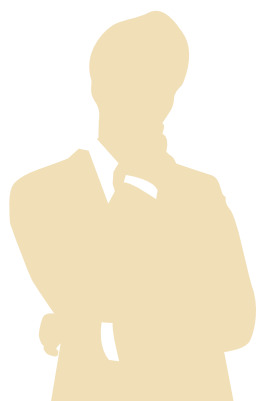
会社訴訟

## 役員

いずれにおいても、防御に要する弁護士費用や、敗訴時の損害賠償金もしくは和解金の負担を強いられ、大切な個人資産を失ってしまうこともあります。

役員退任後10年間は役員在任中の責任を問われる可能性があります。また役員が死亡した場合には、相続人が引き続き責任を問われます。

## 未上場企業でも起こり得る身近な事例



例えば、

- 株主総会を開催せずに役員報酬を支払った
- 事業承継に伴う役員変更の際して親族関係にある株主と対立した
- 同族企業で親族間のもめ事が訴訟に発展した
- 共同プロジェクトに取り組んでいたパートナー企業との提携を解消したところ、プロジェクト費用が回収できなくなったとして訴えられた
- 問題を起こした従業員を解雇したところ不当解雇で訴えられた

など、未上場企業にとっても身近な事例が起きています。

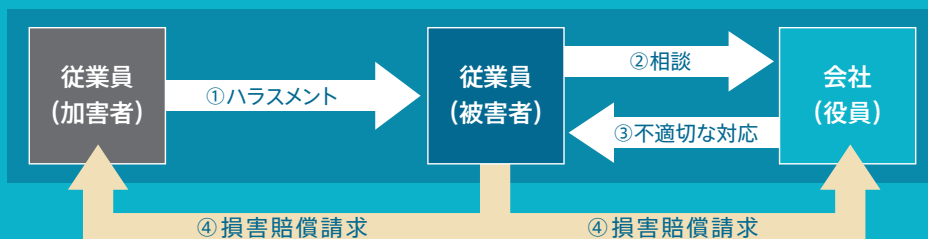
# ハラスメントによる訴えは社内だけではなく。 取引先など第三者から訴えられることも！

2020年6月からいわゆる「パワハラ防止法※」が施行され、  
企業のハラスメントに対する取り組みに注目が集まっています。

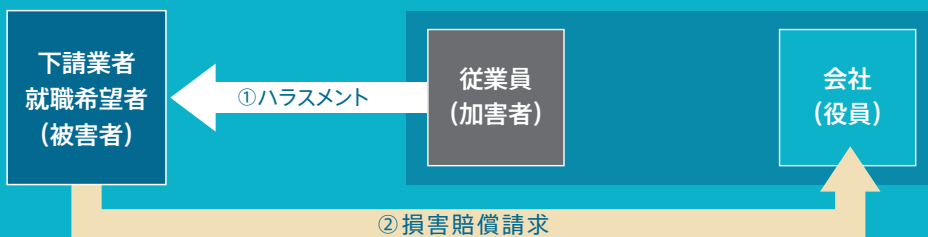
※中小企業の場合は2022年3月31日までの努力義務期間を設けたうえで、同年4月1日から施行されます。

## ハラスメントにより訴えられる3つの例

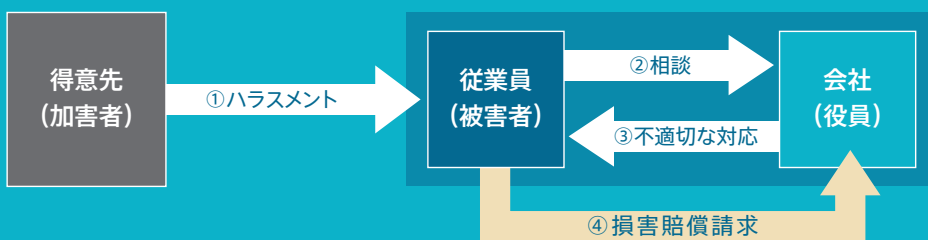
### case 1 従業員同士の場合



### case 2 従業員が第三者に対して加害者になる場合（下請業者の社員、就職希望者など）



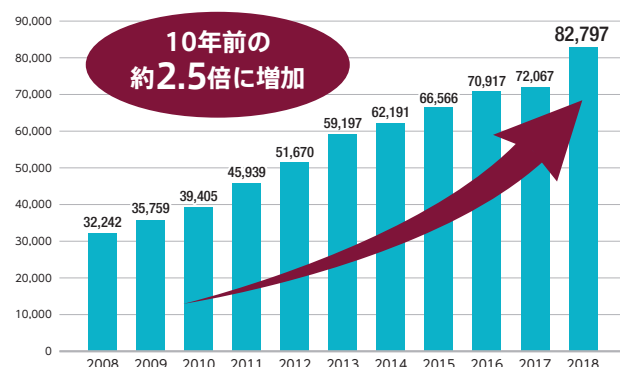
### case 3 第三者により従業員が被害者になる場合（得意先や親会社の社員など）



## いじめ・嫌がらせに関する相談が 7年連続でトップ

2018年、民事上の個別労働紛争に関する相談のうち「いじめ・嫌がらせ」に関するものが初めて8万件を超えました。実際にハラスメント等が生じると、企業は、使用者責任、安全配慮義務違反による債務不履行責任だけでなく、降格や人事異動が権限濫用とみなされ不法行為責任を問われる可能性があります。

いじめ・嫌がらせの相談件数



出典：「厚生労働省 平成30年度 個別労働紛争解決制度の施行状況」

# 4

## Starr Management Liability つの特長

ワイドな  
補償

簡易な  
質問事項

割安な  
保険料

無料  
ホットライン

下記の (A) から (D) の項目全てにあてはまるお客様へ提供する商品内容になります。

(A) 次の業種でないこと

製薬メーカー、医療機器メーカー、金融機関、バイオテック関連企業（研究・開発など）、航空・クルーズ船運航会社

(B) 海外拠点がなく、輸出入を行っていないこと\*

(C) 直近の年間売上高が100億円以下であること

(D) 従業員数が500名以下であること

上記以外の場合には、弊社もしくは募集代理店までお問い合わせください。

\*保険証券の保険適用地域欄に記載された国または地域で提起された損害賠償請求につき保険が適用されます。

## 1 ワイドな補償

### 万一の賠償請求に備えて、最大5億円までワイドに補償

中小企業・未上場企業のニーズにも対応

会社設立時からの行為を補償

役員間の内輪もめリスクにも対応

役員退任後の補償継続や相続人へも手厚い補償

### 役員個人の賠償責任保険だけでなく、会社が負担する様々な費用も補償

法律上の損害賠償金や争訟費用に加え、各段階で発生する様々な諸費用も補償します。

#### エグゼクティブ賠償責任（上場・未上場共通）



内部告発  
不祥事発生



提訴請求書受領



株主代表訴訟

- 第三者委員会設置
- 社内調査

- 提訴請求調査費用
- 危機管理コンサルティング
- 危機管理実行
- 補助参加調査費用
- 不提訴理由書作成（提訴請求に応じない場合）

- 補助参加
- 文書提出命令対応
- 取締役等による責任免除に関する公告・通知

#### 会社有価証券賠償責任（上場企業のみ）

証券取引所から改善報告書の提出を要求された場合

- 改善報告書作成

有価証券報告書の虚偽記載について損害賠償請求を受けた場合

- 有価証券危機管理コンサルティング
- 有価証券危機管理実行



## 雇用・取引慣行賠償責任特約条項(自動付帯)により 各種ハラスメントによる訴えにも対応

セクハラ、パワハラだけでなく各種ハラスメントを幅広くカバー

自社従業員だけでなく取引先、就職希望者等第三者からの訴えも対象

取引先等第三者から自社従業員へのハラスメントにも対応

## 2 簡易な質問事項

財務諸表等の提出は不要

お聞きする質問はYes / No形式で5項目のみ

(注) 質問のご回答によっては、財務諸表等の提出や通常の質問書による引受、数点の追加質問が必要になる場合がございますのでご了承ください。

## 3 割安な保険料

一般的な引受と比較して保険料が割安な設定となっています(当社比)。

(注) 加入条件により保険料が異なる場合があります。詳細はお見積書等をご確認ください。

## 4 無料ホットライン

### 人事・労務ホットラインサービス

社会保険労務士、心理カウンセラー等が、ハラスメント対応・従業員の問題行動など労務全般に関する対応・メンタルヘルス不調者への対応など、企業の人事担当者からのご相談に電話にてアドバイスを行います。

委託先: ティーバック株式会社

※本サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。



# 1. マネジメント・ライアビリティ特約条項（自動付帯）

## ①保険金をお支払いする場合/お支払いする保険金

補償項目	被保険者	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いする保険金の支払限度額
エグゼクティブ賠償責任	個人被保険者 (一般的にSide Aと呼ばれています。)	個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<b>損害賠償金</b> 損害賠償請求に起因して、被保険者が法的に支払責任を負担する金額をいい、裁判所により支払いを命じられた損害賠償金（保険で支払が認められる場合の懲罰的賠償金を含みます。）、訴訟費用および和解金（請求者の弁護士費用を含みます。）、およびそれらに対する遅延損害金を含みます。	保険証券に記載する保険金額（支払限度額）を限度としてお支払します。なお、ご契約時に設定いただく、支払限度額、免責金額、自己負担割合が適用されます。
	会社 (一般的にSide Bと呼ばれています。)	個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされ、会社が、個人被保険者が被る損害を補償した場合に、その補償した損害に対して、保険金をお支払いします。	<b>争訟費用</b> 損害賠償請求の調査、防御、和解または上訴に関して生じた費用（弁護士および専門家の費用を含みます。）で、弊社があらかじめ書面により認められたものをいいます。	
会社有価証券賠償責任	会社 (一般的にSide Cと呼ばれています。)	会社の不当な行為に起因して、保険期間中に会社に対して有価証券損害賠償請求がなされた場合に、会社が被った損害に対して、保険金をお支払いします。	<b>損害賠償金</b> 有価証券損害賠償請求に起因して、被保険者が法的に支払責任を負担する金額をいい、裁判所により支払いを命じられた損害賠償金（保険で支払が認められる場合の懲罰的賠償金を含みます。）、訴訟費用及び和解金（請求者の弁護士費用を含みます。）、およびそれらに対する遅延損害金を含みます。	保険証券に記載する保険金額（支払限度額）を限度としてお支払します。なお、ご契約時に設定いただく、支払限度額、免責金額、自己負担割合が適用されます。
		<b>有価証券損害賠償請求とは</b> 有価証券、有価証券の売買もしくは募集、これらにかかる勧誘、または有価証券の登録に関する法令（制定法および慣習法を含みます。）、規則または取締法規への違反を請求の理由としてなされた、書面による要求、民事手続、刑事手続、行政手続、取締法規上の手続または仲裁手続（ただし、日本国内における刑事手続または会社に対してなされた行政手続もしくは取締法規上の手続を除きます。）のうち、会社が発行する有価証券の売買もしくは募集、またはこれらにかかる勧誘に起因して、個人または法人により提起されたものをいいます。 有価証券損害賠償請求には、有価証券に基づく給付（新株予約権やストックオプションを含みます。）を受けられなかったことに起因して会社役員または従業員によりなされた損害賠償請求を含まないものとします。	<b>争訟費用</b> 有価証券損害賠償請求の調査、防御、和解または上訴に関して生じた費用（弁護士および専門家の費用を含みます。）で、弊社があらかじめ書面により認められたものをいいます。	
			<b>その他の諸費用</b> 損害賠償請求に関連して発生する提訴請求調査等にかかる会社諸費用。	

## ②お支払いする保険金の内、その他の諸費用の概要

補償項目	被保険者	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いする保険金の支払限度額
エグゼクティブ賠償責任 (会社諸費用の補償その1)	会社	損害賠償請求に関連して会社が負担する諸費用に対して、保険金をお支払いします。	<b>提訴請求調査費用</b> 会社の株主が、書面をもって会社の取締役、監査役、執行役または会計参与の責任を追及する訴えの提起を請求の調査を行うことによって会社に生じた合理的かつ必要な費用 <b>不提訴理由書作成費用</b> 会社が提訴請求の調査結果に基づき、当該提訴請求に応じない旨を記載した書面を作成することによって生じた合理的かつ妥当な費用 <b>補助参加調査費用</b> 会社が、取締役、監査役、執行役または会計参与を補助するために株主代表訴訟に参加すべきか否かについて調査を行うことによって生じた合理的かつ必要な費用 <b>補助参加費用</b> 会社が、取締役、監査役、執行役または会計参与を補助するため、株主代表訴訟に参加することによって生じた合理的かつ必要な費用 <b>危機管理コンサルティング費用</b> 提訴請求または株主代表訴訟の悪影響を管理および最小化するための対策について、危機管理コンサルティング会社から助言を得るために会社が負担する合理的かつ必要な費用で、当該提訴請求の請求後180日以内に生じた費用	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の5%または5,000万円のいずれか低い額 ・エグゼクティブ賠償責任の支払限度額に加算して支払われます。 ・危機管理実行費用の支払限度額は、上記支払限度額の20%を限度とします。



<p>(会社諸費用の補償その1) エグゼクティブ賠償責任</p>			<p><b>■危機管理実行費用</b> 提訴請求または株主代表訴訟の悪影響を管理および最小化する対策を実行することによって生じた合理的かつ必要な費用で、当該提訴請求の請求後180日以内に生じた費用</p> <p><b>■文書提出命令対応費用</b> 日本国内の裁判所により、文書提出命令が会社に対して発せられた場合に、当該文書提出命令に対応するために会社が負担する合理的かつ必要な費用</p> <p><b>■取締役等による免除に関する公告・通知費用</b> 日本国内において、会社法第426条に基づき取締役等の会社に対する損害賠償責任を定款の定めに従って免除する場合に、同条第3項および第4項に規定する公告または株主への通知を実施したことによって会社が負担する合理的かつ必要な費用</p>	
<p>(会社諸費用の補償その2) 会社有価証券賠償責任</p>	<p>会社</p>	<p>有価証券損害賠償請求に関連して会社が負担する諸費用に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p><b>■改善報告書作成費用</b> 日本における証券取引所が、有価証券上場規則その他類似の規則に基づき、会社に対して提出を要求する、会社情報の適時開示に関する改善報告書を作成することによって生じた合理的かつ必要な費用</p> <p><b>■有価証券危機管理コンサルティング費用</b> 有価証券損害賠償請求の会社の評判に及ぼす悪影響を管理および最小化するための対策について、有価証券危機管理コンサルティング会社から助言を得るために会社が負担する合理的かつ必要な費用で、有価証券損害賠償請求の提起後180日以内に生じた費用</p> <p><b>■有価証券危機管理実行費用</b> 有価証券損害賠償請求の会社の評判に及ぼす悪影響を管理および最小化するための対策を実行することによって生じた合理的かつ必要な費用で、有価証券損害賠償請求の提起後180日以内に生じた費用</p>	<p>会社有価証券賠償責任の支払限度額の5%または5,000万円のいずれか低い額</p> <p>・会社有価証券賠償責任の支払限度額の内枠で支払われます。</p> <p>・有価証券危機管理実行費用の支払限度額は、上記支払限度額の20%を限度とします。</p>

### ③上記以外の各種費用・補償の概要

補償項目	被保険者	補償の概要	保険金	お支払いする保険金の支払限度額		
				外枠	内枠	支払限度額
調査対応費用	個人被保険者	個人被保険者に対する公的機関の調査が開始され、個人被保険者による書類の提出や質疑応答が法的に強制された場合に、個人被保険者とその調査に対応するために起用した弁護士費用を補償します。	諸費用	—	○	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の25%か1億円のいずれか低い方
予備調査対応費用	個人被保険者	会社が、公的機関による立入検査を受けた場合、個人被保険者による重大な法令違反のおそれを公的機関に通知した場合、それらを想定して社内調査を行った場合などに、個人被保険者が起用した弁護士の費用を補償します。	諸費用	—	○	500万円
社外派遣役員	社外派遣役員 個人 及び会社	会社の具体的指示に基づいて、子会社以外の会社や団体(社外法人)の役員として派遣された方(社外派遣役員)に対して損害賠償請求がなされた場合に、会社または社外派遣役員が被る損害賠償金、争訟費用およびその他の諸費用を補償します。また、社外法人の有価証券が米国で発行登録されている場合を除き、保険期間中に新たに社外法人に役員を派遣した場合も自動的に補償します。	損害賠償金 争訟費用 諸費用	—	○	保険証券記載の金額
身体障害・財物損壊争訟費用	個人被保険者	身体障害・財物損壊を請求の理由として損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が負担する争訟費用を補償します。	争訟費用	—	○	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の10%
アセット・アンド・リバティ	保釈保証費用	個人被保険者の身柄が拘束された場合、保釈に必要な費用の支払いを保証するための、保釈保証書等を手配するのにかかる合理的な保証料または手数料を補償します。	諸費用			
	訴追対応費用	公的機関によるアセット・アンド・リバティ手続(役員としての地位の剥奪、財産の没収または差押え、住居または公的な拘留施設への拘束など)に関して、個人被保険者が確認判決または差止命令を請求する法的手続を行うために負担する費用を補償します。	諸費用	—	○	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額と同額
	アセット・アンド・リバティ争訟費用	個人被保険者がアセット・アンド・リバティ手続に対して防御を行う場合に負担する費用を補償します。	争訟費用			
PR費用	個人被保険者	個人被保険者に対する損害賠償請求について、最終的な司法判断で個人被保険者に過失・責任がないと認定された場合に、それを周知させる目的で個人被保険者が起用する広告コンサルタントなどのPR会社の費用を補償します。	諸費用	—	○	500万円

補償項目	被保険者	補償の概要	保険金	お支払いする保険金の支払限度額		
				外枠	内枠	支払限度額
身柄引渡費用	個人被保険者	個人被保険者に対して日本国外でなされた身柄引渡手続で生じた合理的な費用で、弊社があらかじめ書面により認めた諸費用を補償します。	諸費用	—	○	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額と同額
緊急費用	個人被保険者会社	緊急性が高いと合理的に判断される状況において、弊社の事前の同意を得ることなく被保険者が負担した争訟費用については、発生してから30日以内に弊社が書面による請求を受領することを条件に補償の対象とします。	争訟費用	—	○	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の10%
初期対応費用	個人被保険者	不当な行為とされるおそれのある事実または状況について、詳細を弊社に対し書面で通知して弊社が承認している場合で、保険期間中または延長報告期間中に、これに関する損害賠償請求がなされるおそれのある事実または状況を当該個人被保険者が知った場合に、そのような事実または状況を解決するために個人被保険者が合理的に負担すべき費用を補償します。	諸費用	—	○	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額と同額
保険契約者役員追加支払限度額	個人被保険者(保険契約者の役員のみ)	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額や他の保険・補償がすべて費消した場合に、それらが費消する前に最初に通知された損害賠償請求について、個人被保険者のうち保険契約者の役員に限り、1名あたり2,500万円の追加リミットをご提供します。	損害賠償金 争訟費用 諸費用	○	—	1名あたり2,500万円、総額でエグゼクティブ賠償責任の支払限度額の25%
延長報告期間	個人被保険者会社	この保険契約が更改されず、代替保険も契約されない場合は、追加保険料をお支払いいただき、保険期間の終了日から12カ月間の延長報告期間をご購入いただけます。また、弊社が更改の条件を提示しない場合は、追加保険料の負担なく、保険期間の終了日から90日間の延長報告期間が適用されます。延長報告期間が適用される場合は、保険期間の終了前になされた不当な行為について延長報告期間中になされた損害賠償請求を補償します。	延長報告期間前の保険契約において補償対象となる保険金となります。	—	—	—
選択的復元限度額	個人被保険者	保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に、1回に限り、追加保険料のお支払いを条件に、エグゼクティブ賠償責任の支払限度額と同額の限度額を復元することができます(既になされている損害賠償請求は復元された限度額の対象ではありません)。	支払限度額の復元前に補償対象となっていた保険金となります。	—	—	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額と同額
退任した個人被保険者のラン・オフ	個人被保険者	この保険契約が更改されず、代替保険も契約されない場合等により、保険による補償を受けることができない退任個人被保険者(保険期間中に退任した個人被保険者)に関しては、保険期間の終了日から20年間の延長報告期間が適用されます(在任中の不当な行為について延長報告期間中になされた損害賠償請求を補償します)。	延長報告期間前の保険契約において補償対象となる保険金となります。	—	—	—
他の個人被保険者、会社からの損害賠償請求	個人被保険者会社	他の個人被保険者、会社からなされた損害賠償請求(米国内でなされた損害賠償請求については個人被保険者の争訟費用などのみ)を補償します。	損害賠償金 争訟費用	—	—	—
新規子会社	個人被保険者会社	保険期間中に取得または設立した子会社(新規子会社)が、①その総資産が保険契約者の連結総資産の25%以下で、かつ②米国で非上場の場合は、自動的に子会社として補償します。	損害賠償金 争訟費用 諸費用	—	—	—
補償の継続	個人被保険者会社	損害賠償請求の弊社への通知が、損害賠償請求がなされた保険期間中に行われない場合でも、弊社との保険契約が継続している限り、補償の対象とします。その場合に適用される保険条件は、損害賠償請求がなされた際に有効な保険のものとなります。	損害賠償請求がなされた際に有効であった保険契約で補償対象となる保険金となります。	—	—	損害賠償請求がなされたまたは通知された保険期間の支払限度額のいずれか低い額
第三者委員会設置費用	会社	保険契約者が保険期間中に最初に設置し公表した第三者委員会により保険契約者が支出した第三者委員会設置費用に対して、保険金を支払います。なお、第三者委員会とは、保険契約者が日本国内において設置する第三者委員会をいいます。ただし、次の条件のすべてに該当する場合に限ります。 ①第三者委員会が、日本弁護士連合会が2010年7月1日に発行した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(それ以降の改訂版を含みます。)に基づいて設置され、「不正行為」(注)の疑いについて調査し、その結果をステークホルダーに対して開示することを目的としていること。 ②第三者委員会の構成員が、過去または現在の従業員、取締役、監査役、執行役、会計参与または執行役員のうちいずれにも該当しないこと。 (注)「不正行為」とは、会社において発生した、その事業に関連する犯罪行為、法令違反行為、その他社会的非難を招いた不正または不適切な行為をいいます。	第三者委員会の委員に対する報酬および第三者委員会がその業務の遂行において支出した費用(合理的かつ必要な範囲)	—	○	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の10%か1,000万円のいずれか低い方

補償項目	被保険者	補償の概要	保険金	お支払いする保険金の支払限度額		
				外枠	内枠	支払限度額
保険契約者の 社外役員 追加支払限度額	保険契約者の 社外取締役 および 社外監査役	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額や他の保険・補償がすべて費消した場合に、それらが費消する前に最初に通知された損害賠償請求について、保険契約者の社外取締役および社外監査役に対して、1名あたり、エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の25%または1億円いずれか低い方を限度として、追加支払限度額を提供します。	損害賠償金 争訟費用 諸費用	○	—	1名あたり、エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の25%か1億円のいずれか低い方 総額でエグゼクティブ賠償責任の支払限度額の25%
社内調査費用	保険契約者	保険契約者が保険期間中に最初に開始した「不正行為」(注)の疑いに対する社内調査により保険契約者が支出した社内調査費用に対して、保険金を支払います。 ただし、保険期間中または保険期間の終了日から180日以内に公表(プレスリリース、記者会見、その他これらに類似する方法として弊社が認めるものに限ります。)された社内調査が補償の対象となります。 なお、第三者委員会による調査は、補償の対象となりません。  (注)「不正行為」とは、会社において発生した、その事業に関連する犯罪行為、法令違反行為、その他社会的非難を招いた不正または不適切な行為をいいます。	社内調査の遂行において支出した合理的な費用で、弊社が書面により認めたもの	—	○	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の10%か1,000万円のうちいずれか低い方
保険契約者役員 の相続人 追加支払限度額	保険契約者 役員 の相続人	エグゼクティブ賠償責任の支払限度額や他の保険・補償がすべて費消した場合に、それらが費消する前に最初に通知された損害賠償請求について、保険契約者役員の相続人に対して、エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の25%または1億円いずれか低い方を限度として、追加支払限度額を提供します。	損害賠償金 争訟費用 諸費用	○	—	・保険契約者役員(被相続人)1名につき、エグゼクティブ賠償責任の支払限度額の25%か1億円のいずれか低い方 ・総額でエグゼクティブ賠償責任の支払限度額の25%

## 2. 雇用・取引慣行賠償責任特約条項 (自動付帯)

### 保険金をお支払いする場合/お支払いする保険金

補償項目	被保険者	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いする保険金の支払限度額
雇用・取引慣行賠償責任特約条項	個人被保険者 及び 会社	<p>不当雇用慣行(会社との雇用関係に関する不当解雇、不当な差別行為、ハラスメントなどの事由。)、第三者である個人へのハラスメントなどに起因して、保険期間中に最初になされ、かつ、この保険契約の規定に従って弊社に対して通知された損害賠償請求により被保険者が被る損害について、下記に従って保険金を支払います。</p> <p><b>(A) 雇用慣行賠償責任</b> 不当雇用慣行を理由に被保険者(この保険契約により補償を受ける者で、会社、個人被保険者等)に対してなされた雇用慣行損害賠償請求に起因して被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p><b>(B) 第三者ハラスメント賠償責任</b> 個人被保険者が会社の業務遂行上、またはそれぞれの地位に関連して個人に対して行ったハラスメントまたは名誉棄損、誹謗、中傷、侮辱行為、もしくはプライバシーの侵害を請求の理由とする第三者ハラスメント損害賠償請求に起因して被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。</p>	<p>■ 損害賠償金 ■ 和解金および示談金(弊社があらかじめ書面により認めていた場合に限りします。) ■ 訴訟費用、裁定費用 ■ 争訟費用</p> <p>以下は損害に含まれません。 (ア) 罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金または倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分、税金、被保険者が法的支払義務を負わないもの、および法律上保険が適用できないとされる事由によるもの (イ) 福利厚生給付または福利厚生給付に相当する額 (ウ) 労災補償、療養補償、障害者補償、解雇予告手当、解雇手当、失業手当、雇用保険、退職手当、超過勤務手当、社会保険法上の給付またはその他これらに類似するものに関し、会社が従業員または個人に関して負担し、または従業員もしくは個人に対して支払うべきあらゆる法令上または契約上の義務に基づく会社の負担金 (エ) 労働の対価として従業員に対して支払うべき賃金、給与、賞与およびその他の報酬(ただし、不当雇用慣行により支払われなかったものを除きます。) (オ) 個人または個人を雇用する法人等の報酬および得べき利益 (カ) 障害者に対する建物もしくは施設または提供されるサービスへのアクセスもしくは利便性を向上させるために行われる建物または施設の改修または変更に関し、被保険者が負担する費用 (キ) 不当雇用慣行に関する教育、矯正、啓発等を目的とするプログラム、方針またはセミナーに関し、被保険者が負担する費用</p>	<p>保険証券に記載する保険金額(支払限度額)を限度としてお支払します。なお、ご契約時に設定いただく、支払限度額、免責金額、自己負担割合が適用されます。</p>

### 3. お支払いする保険金の計算方法

下記の式により、お支払いする保険金を計算します。

(損害の額の合計額 - 保険証券記載の免責金額) × (100% - 保険証券記載の自己負担割合)

### 4. 保険金をお支払いできない主な場合 (免責規定)

項目	免責規定
被保険者ごとに適用される項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。</li> <li>犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為。</li> <li>被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと。</li> <li>この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為</li> </ol>
全ての被保険者に適用される項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>既に発生している損害賠償請求または事由</li> <li>身体の障害または財物の損壊 ただし、不当雇用慣行または名誉毀損に起因する精神的苦痛を請求の理由とする損害賠償請求は、お支払いの対象となります。また、第12条(損害の範囲-身体障害・財物損壊争訟費用)により、個人被保険者の争訟費用はお支払いの対象となります。</li> <li>アメリカ合衆国における他の被保険者からの損害賠償請求(米国被保険者間免責) ただし、以下は、お支払いの対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>個人被保険者に対する次に掲げる損害賠償請求 <ol style="list-style-type: none"> <li>会社または社外法人の有価証券保有者によりなされた損害賠償請求で、被保険者がその損害賠償請求の提起に能動的に関与していない場合</li> <li>不当雇用慣行を請求の理由としてなされた損害賠償請求</li> <li>この保険契約の対象となる損害賠償請求に関する損害分担を求めて提起した損害賠償請求</li> <li>会社または社外法人の過去の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員または従業員によりなされた損害賠償請求</li> <li>会社または社外法人の財産保全管理人、管財人、清算人その他類似の地位にある者によりなされた損害賠償請求</li> </ol> </li> <li>個人被保険者の争訟費用</li> <li>the Sarbanes-Oxley Act of 2002 (18 U.S.C. 1514 (A))(米国) またはその他の地域における公益通報者の保護に関する類似の法令において保護の対象となっている行為に関与している個人被保険者に対してなされた損害賠償請求</li> </ol> </li> <li>アメリカ合衆国における有価証券損害賠償請求</li> <li>日本における代表訴訟。ただし、保険証券に代表訴訟担保保険料の記載がある場合は、お支払いの対象となります。</li> </ol>
第三者委員会設置費用および社内調査費用に適用される項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>直接であると間接であるとを問わず、保険契約者の支払不能、清算の決議もしくは清算手続の開始、または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続の開始</li> <li>保険契約者の代表取締役、最高経営責任者(CEO)または最高財務責任者(CFO)(これらに類似の役職を含みます。)による、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、または法令(制定法および慣習法を含みます。)、規則もしくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為(不作為を含みます。)</li> <li>この保険契約より前に保険契約者が締結していた保険契約(弊社と締結していた保険契約を含みます。)のもとで通知された損害賠償請求もしくはそのおそれのある状況において申し立てられた事由、またはそのような損害賠償請求もしくはそのおそれのある状況において主張されたものと同一もしくはそれに関連する不当な行為</li> <li>遡及日※以前において、保険契約者の会社役員が認識していた不正行為(社内調査費用の場合には、会社役員が認識していたと合理的に認められる不正行為またはその疑いを含みます。) ※保険証券の遡及日欄に記載の日。なお、保険約款の該当条項の「初年度特約開始日」は「遡及日」と読み替えられています。</li> <li>次のいずれかに該当する第三者委員会もしくは社内調査 <ol style="list-style-type: none"> <li>遡及日以前に設置されていた第三者委員会(以下、「既存の委員会」といいます。)もしくは開始されていた社内調査</li> <li>既存の委員会もしくは社内調査の継続、または再開させたものとして設置された第三者委員会もしくは行われた社内調査</li> <li>既存の委員会もしくは社内調査において調査の対象とされていた行為またはそれに関連する行為に起因して設置された第三者委員会もしくは行われた社内調査</li> </ol> </li> </ol>
雇用・取引慣行賠償責任特約条項に適用される項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者による背信行為または犯罪行為(時効の完成等によって刑を科されなかった行為を含みます。)</li> <li>被保険者が法令または契約(雇用契約および雇用契約に付随する義務を含みます。)に違反することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行なった行為 なお、個人被保険者による行為は他の被保険者には影響しません。ただし、会社役員による行為は、当該個人被保険者が属する会社による行為とみなします。</li> <li>会社の株主が、株主としての地位に基づき提起する損害賠償請求。</li> <li>遡及日前になされた次に掲げる行為(その行為と同一のまたは関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行為がなされた時にすべてなされたものとみなします。) (ア) 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了(黙示の契約に対する違反行為を含みます。) (イ) 不当に雇用しない行為(派遣社員に対する雇い止めを含みます。)</li> <li>遡及日前になされた上記4.に掲げる行為以外の不当な行為(ただし、被保険者がかかる不当な行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれがあることを遡及日以前に知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に限ります。)</li> <li>有効な保険契約に基づいて、遡及日前に通知されている(通知されるべきであったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)、被保険者が知っている事実または損害賠償請求がなされるおそれのある状況 5. および6.の適用の判断において、個人被保険者に関する事由は、他の被保険者には影響しません。ただし、会社役員について5. 6.に規定する事由が存在する場合は、当該事由は、当該個人被保険者が属する会社について存在するものとみなします。</li> <li>被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)で規定される労働者派遣事業を行なっている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、この免責事由は、第三者ハラスメントを請求の理由とする損害賠償請求には適用しません。</li> <li>被保険者が介護事業を行なっている場合において、従業員が、当該介護業務の遂行上、訪問先の居宅で行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、この免責事由は、第三者ハラスメントを請求の理由とする損害賠償請求には適用しません。</li> </ol>

# マネジメント・ライアビリティ保険（会社役員賠償責任保険）重要事項説明書

この説明書には、ご契約前にご理解いただきたいご契約に関する大切な事項が記載されています。必ず最後までお読みいただき大切に保管してください。なお、この説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。また、ご契約者と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この説明書の内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※ご契約の際には、申込書に記載されたご契約内容がお客様の意向に沿ったものであることをご確認ください。

※申込書等への署名または捺印は、この重要事項説明書の受領印と、弊社の個人情報の取扱いについての同意印をかかえています。

当社は、反社会的勢力（注）ならびに当会社（当会社の親会社等を含みます。）に適用される通商または経済制裁についての法規制（米国財務省外国資産管理局（OFAC）の制裁措置を含みます。）による制裁対象者を保険契約者または被保険者とする保険契約を締結しません。ご契約にあたっては、反社会的勢力あるいは制裁対象者に該当しないことを確認させていただきます。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなってから5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業等を言います。

## この説明書のそれぞれの項目に表示されるマークについて

### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

### 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者に不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項です。

## I ご契約前にご確認いただきたいこと

### 1. 商品の仕組み 契約概要

この保険契約は、会社役員賠償責任保険普通保険約款とそれに付帯されるマネジメント・ライアビリティ特約条項、およびその他の特約条項（これらを「保険約款」といいます。）により構成されます。

### 2. 補償の内容 契約概要 注意喚起情報

#### (1) 保険金をお支払いする場合

この保険では、以下の場合に保険金をお支払いします。

- ① 個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害、もしくは会社が個人被保険者に対して補償した、または補償する義務を負う損害
- ② 会社の不当な行為に起因して、保険期間中に会社に対して有価証券損害賠償請求がなされた場合に、会社が被った損害  
このパンフレットでは8～11ページに記載しています。

#### (2) お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する損害賠償金、争訟費用またはその他の諸費用に対して保険金をお支払いします。お支払いする保険金の詳細については、「保険約款」でご確認ください。

このパンフレットでは8～11ページに記載しています。

#### (3) 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、主に次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 私的な利益または便宜の供与の違法な取得
- ② 犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為
- ③ 違法な報酬または賞与等の支払い
- ④ 既に発生している損害賠償請求または事由

お支払いできない場合の詳細については、「保険約款」でご確認ください。

このパンフレットでは12ページに記載しています。

#### (4) 特約条項・追加条項

この保険契約には、特別の条件を定める特約条項・追加条項がセットされることがあります。詳しくは、代理店または弊社までお問合せください。

### 3. 被保険者 契約概要 注意喚起情報

この保険契約の補償を受けられるのは、保険証券に記載法人もしくは記名子会社として記載された会社およびそれらの個人被保険者です。個人被保険者の範囲については、特約条項によりその範囲が異なりますので、保険約款にてご確認ください。

### 4. 保険期間 契約概要 注意喚起情報

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。実際にご契約いただく保険期間につきましては、賠償責任保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

なお、この保険契約が更改されず、かつ、他の保険契約によって代替されない場合には、保険契約者は保険証券記載の追加保険料を支払うことを条件として、この保険契約が更改されなかった日から、最長12ヵ月間の延長報告期間を購入することができます。詳細については「保険約款」でご確認ください。

### 5. 保険金額（支払限度額）・免責金額・自己負担割合 契約概要 注意喚起情報

この保険をお申込みいただく際は、保険金額（支払限度額）、免責金額ならびに自己負担割合を設定していただきます。

#### (1) 保険金額（支払限度額）

保険金をお支払いする限度額です。補償、補償条項あるいはお支払いする保険金により設定金額が異なる場合がありますのでご注意ください。

#### (2) 免責金額

保険金をお支払いする場合に、損害額から控除する金額です。補償、補償条項あるいはお支払いする保険金により設定金額が異なる場合がありますのでご注意ください。

### (3) 自己負担割合

保険金をお支払いする場合に、損害額から控除する割合です。補償、補償条項あるいはお支払いする保険金により設定金額が異なる場合がありますのでご注意ください。

このパンフレットでは12ページに記載しています。

## 6. 遡及日 契約概要 注意喚起情報

この保険契約では、初年度契約の保険期間の開始日および初年度特約開始日を遡及日とし、遡及日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求については、保険金をお支払いすることはできません。

## 7. 保険料の決定の仕組みと払込方法

### (1) 保険料 契約概要

保険料は、ご契約プラン、保険金額、免責金額、自己負担割合、保険料算出基礎数字（把握可能な直近の会計年度1年間の税込売上高や資産）、過去の事故（損害発生状況）などによって決定されます。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書にてご確認ください。

※保険料算出基礎数字については、客観的資料等のご提出をお願いしております。ご協力をお願いします。

### (2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約時に全額をお支払いいただく一時払となります。

### (3) 保険料の払込み猶予等 注意喚起情報

保険料は保険期間が開始するまでにお支払いください。保険料のお支払いがない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

## 8. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ ご契約締結時にご注意いただきたいこと

### 1. 告知義務 注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書等の記載事項について事実を正確に告知いただくことが必要です。（告知義務。）また、弊社の保険募集人（代理店、営業社員）には告知受領権があります。（保険募集人に対して告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります。）

(2) 保険申込書等に※印がついている項目は危険に関する重要な事項（告知事項）です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書等の記載内容を必ずご確認ください。

(3) ご契約時には保険申込書とともに、弊社様式による「告知書」に保険料算出基礎数字が確認できる客観的資料等を添付してご提出いただきます。これらの必要書類が、保険期間が開始するまでに弊社へ到着するよう、ご協力をお願いします。

### 2. 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

この保険契約と補償内容が同様の他の保険契約等（弊社以外の保険契約を含みます。）に既にご加入されている場合、補償が重複することがあります。その場合、対象となる事故について、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容や保険金額をご確認いただき、ご契約内容をご確認ください。

### 3. クーリングオフ 注意喚起情報

この保険はクーリングオフの対象外です。

## Ⅲ ご契約締結後にご注意いただきたいこと

### 1. 通知義務 注意喚起情報

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ、保険契約者、被保険者が事実の発生後にそれを認識した場合は遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ① 事業の買収、売却等で保険料算出基礎数字（売上高、資産）に変更（増加または減少）が生じる場合
- ② 保険申込書等に※印がついている項目やご契約時にご提出いただいた告知書等の記載内容に変更が生じる場合

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。住所または電話番号の変更のご連絡がない場合には、重要なお知らせが届けできなくなることがありますので、ご注意ください。

- ① 保険証券に記載された住所または電話番号を変更する場合
- ② ①のほか、特約条項、追加条項の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 2. この保険契約を解約される場合 契約概要 注意喚起情報

この保険契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申し出ください。解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただく場合があります。

※保険料についての追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

## Ⅳ その他ご注意いただきたいこと

### (1) 保険契約の無効、取消、重大事由解除

- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的で、または第三者に保険金を不正に取得させる目的で契約した保険契約は無効です。
- ②保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、弊社はこの保険契約を取り消すことができます。
- ③次のいずれかに該当する事由がある場合には、弊社にご契約を解除することがあります。
  - ア.保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
  - イ.保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ウ.被保険者が保険金請求について詐欺を行った場合なお、これらの場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。すでに保険金をお支払いしていた場合には、その保険金を返還していただくことがあります。イ.の場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

### (2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

- ①引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ②引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
- ③この保険は、上記②以外の場合、損害保険契約者保護機構による保護はありません。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### (3) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報などのセンシティブ情報を含みます。）の取り扱いについて弊社のプライバシーポリシーに基づき取り扱わせていただきます。詳しくは弊社ホームページ (<https://www.starrcompanies.jp/>) をご覧ください。

### (4) 事故が起きた場合

- ①事故が起きた場合の弊社へのご連絡等  
事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または事故受付センター（0120-661-797 <受付時間24時間・365日>）にご連絡いただき、以下の事項について正確にお伝えください。
  - ア.事故の日時、イ.事故の場所、ウ.事故の相手方、エ.事故の発生状況、オ.損害の程度、など。
- ②保険金のご請求時に提出いただく書類  
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、事故受付後に弊社が求める書類等をご提出いただきます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ③示談交渉サービスは行いません。 **契約概要**  
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。
- ④示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらお進めください。  
被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合に、あらかじめ弊社の同意を得ることなく損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われたときには、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- ⑤先取特権、保険金請求権の譲渡・質権設定・差押さえ  
損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

### (5) その他 **注意喚起情報**

- ①取扱代理店  
代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。代理店と有効に成立した保険契約については、弊社と直接契約されたものとなります。
- ②共同保険  
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合、引受保険会社は、引受割合または保険金額に応じて、連帯することなく、単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。
- ③保険証券  
ご契約後に保険証券がお手元に到着した際には、保険証券の表示内容と添付されている約款をご確認ください。万一内容が異なっている場合には、取扱代理店または弊社にお知らせください。保険証券は、保険契約の内容が記載された重要な書類です。大切に保管ください。

## 連絡先窓口一覧 **注意喚起情報**

### 1. 保険に関するご相談・苦情

お客様相談室までご連絡ください。

#### スター保険 お客様相談室※

フリーダイヤル **0120-377-440**  
(受付時間: 9:00~17:15 土・日・祝祭日・年末年始を除く)

### 2. 事故のご報告・保険金のご請求

下記の事故受付センターまで  
ご連絡ください。

(注) 事故以外の各種お問合せはお客様相談室へ  
お願いします。

#### スター保険 事故受付センター※

フリーダイヤル **0120-661-797**  
(受付時間: 24時間 365日)

### 3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申し立てを行うことができます。詳細はホームページをご覧ください。  
ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp>

#### 保険オンブズマン

**03-5425-7963**

(受付時間: 午前9:00~12:00、13:00~17:00  
土・日・祝祭日・年末年始を除く)

- このパンフレットは「マネジメント・ライアビリティ保険(会社役員賠償責任保険)」の概要を説明したものです。詳細は普通保険約款・特約等をご覧ください。またご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 「マネジメント・ライアビリティ保険(会社役員賠償責任保険)」は、「会社役員賠償責任保険普通保険約款」に、「マネジメント・ライアビリティ特約条項」および「雇用・取引慣行賠償責任特約条項」がセットされます。
- 弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更等の際のご通知の受領などの代理業務も行っています。
- ご契約後、1か月を経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社にご照会ください。

取扱代理店

引受保険会社

**STARR** スター保険  
INSURANCE COMPANIES  
スター・インデムニティ・アンド・  
ライアビリティ・カンパニー

〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8番1号  
千代田ファーストビル東館 4階

スター保険は、1919年創業のスターカンパニーズ傘下の損害保険会社で、日本では2012年に内閣総理大臣から保険業の免許を受けて営業を開始しました。当社は、世界的な格付け機関であるA.M. Best社からA(エクセレント)の格付けを取得しています(2019年12月末時点)。